



リム原油/コンデンセート アセスメント メソドロジー
COPYRIGHT©2015 RIM Intelligence Co All Rights Reserved

「価格評価方法の適切性」

リム情報開発の価格評価方法は下記の項目に基づき摘要されていることから、適切であるとみなす。

第1条（価格評価の目的）

リム情報開発が実施するすべてのレポートの価格評価の目的は、エネルギー業界の関係各社に商談が成立可能な水準を示すことで、透明性の高い、より適正な価格での取引を進められるようにすることにある。

第2条（価格評価対象となる取引）

各インデックスにおいて、もっとも流動性がある数量、期間、地域を価格評価の対象とする。また、評価対象となる数値数量、参考として考慮される市場情報、その他価格評価に用いられる「リムトレーディングボード」、取引所などの特定市場情報など、詳細はレポート毎の「メソドロジー」内に記載することとする。

第3条（価格評価対象となる対象時間取引）

各インデックスにおいて、日本を含むアジア時間における取引で最も有効かつ利便性があると判断される時間を価格評価の対象時間として適切とみなす。詳細はレポート毎の「メソドロジー」内に記載することとする。

第4条（価格評価の優先順位）

各インデックスにおいて、相対取引、他の取引市場での成約価格、買唱え、売唱えのうち、評価対象とすべき価格、また採用する価格の優先順位を定める。詳細はレポート毎の「メソドロジー」内に記載することとする。

第5条（取材先の選定）

市場情報の収集にあたり、売り手、買い手に偏りがないように、取扱い量の多さ、市場に与える影響力等を鑑みて選出した複数のメジャー、産油、産ガス会社、石油会社、トレーダー、商社、ディーラー、需要家などに取材を実施することとする。

各レポートチームは、取材先の地域性、取材先が持ち得る情報の種類について、必要に応じて偏りがないか検討することとする。取材先の恣意性や例外性を認識した場合には、取材担当者とチームリーダーで取材先からの除外を検討する。協議後、社長の承認を得る。

第6条（取材方法）

価格評価を行う取材記者の資質が肝要であり、中立性、公正性の観点からも取材記者の資質、技術向上に向け日常的に取り組むことが必要である。これらの教育を受けている記者により、電話を主体に電子メール、チャットなどを駆使して取材を行うこととする。取材先担当者の信頼性を確保するために、基本的には取材先の会社へ直接電話することにより、その担当者が在籍していることを確認することとする。

第7条（市場情報の信頼性および充分性）

各価格評価の担当者は、取材先より取得した情報が充分であるか、関連当事者との取引ではないか、恣意的なものがないかを当該者、並びに他の複数の取材先から確認した上で、

必要に応じて精査することとする。恣意的な情報が検出された場合には、追加取材により裏付けをとることで価格評価の対象から除外するか否かを判断することとする。また、重大な事項については速やかにスーパーバイザーおよび社長に報告することとする。これらの検討事項および判断は各レポートチームの取材メモ、チェックリスト等に記録することとする。

取材した情報が少ない場合は、比較可能な関連する他の商品と整合性を図るなど、追加取材により裏付けをとることで価格評価の対象から除外するか否かを判断することとする。情報提供者に対しては、「メソドロジー」を WEB 上に公開することおよび協力を要請することで、会社が定める価格評価方法上の条件を満たすすべての市場情報を提供するものと期待している。情報提供者の情報が恣意的なものでないことを確認する必要がある場合は、必要に応じてバックオフィスから情報を得ることを検討することとする。

第8条(スーパーバイザーの設置)

(スーパーバイザーの役割)

各レポートに対し、少なくとも 1 人以上の独立したスーパーバイザーを配置し、レポート公表前に、価格評価の根拠及び評価結果がメソドロジーに遵守して行われているかという観点からレビューを実施することとする。レビュー実施後は、レビュー証跡をスーパーバイザーの PC から各チームに電子メールで送信したもの、あるいはスーパーバイザーが印刷物に署名後、PDF 化したもののいずれかを、各チームごとの共有フォルダー内に保管することとする。

(レビュー品質の維持)

スーパーバイザーによるレビューの品質が適切に保たれていることを確認するために、必要に応じて社長によるスポットチェックを行うこととする。スポットチェック実施後は、社長の署名入りスポットチェック証跡を PDF 化し、各チームごとの共有フォルダー内に保管する。

(スーパーバイザーの選定)

スーパーバイザーには、原則として該当するレポートチーム以外から、価格評価対象商品および市場について充分な経験および知識を有したものを選定することとする。スーパーバイザーの選定については、取締役会の承認を必要とすることとする。

第9条（価格評価の整合性および一貫性の保持）

価格評価の整合性および一貫性を保持するために、社内研修およびスーパーバイザーによるレビューを徹底して行うこととする。

第10条（メソドロジーの公開）

取締役会により承認された価格評価方法は、会社の WEB 上にアップロードし、外部取引先、情報提供者、購読者等が入手可能な状態で管理することとする。「メソドロジー」には、少なくとも以下の項目を記載することとする。

- 価格評価対象となる取引
- 受渡数量基準
- 価格評価対象となる対象時間取引
- 評価の優先順位
- 取材先の選定
- 取材方法
- 市場情報の信頼性および充分性

- 特定の数量単位（バレル）が用いられる理由
- スーパーバイザーによるレビュー態勢
- 価格評価対象から除外される取引
- 価格評価の整合性および一貫性を保持するための方策
- メソドロジーの定期的な見直し及び変更プロセス
- 価格評価の訂正、変更

第11条（メソドロジーの定期的な見直し）

「メソドロジー」は少なくとも年1回（毎年10月開催の取締役会）、あるいは商品市場に重大な変更があった場合に見直しを実施し、必要であれば変更を検討することとする。

「メソドロジー」の見直しを実施するにあたり、外部取引先、購読者など有識者から聞き取った意見を参考にする。必要に応じてこれらの外部関係者への質問事項をレポート、あるいはWEB上で公開するが、これらの回答に関しては、回答者との信頼関係を保持するために基本的に非公開とする。ただし、回答者の了解の上、公開することもある。

第12条（メソドロジーの変更）

「メソドロジー」の変更が必要と判断された場合、各レポートチーム内で十分に議論した上で、変更点を取締役会に提出・稟議にかけることとする。「メソドロジー」の変更確定後は、変更日時を明記の上、変更内容採用開始日の原則として1カ月前、少なくとも2週間前までに、WEB上に変更を実施する旨を公開することとする。

第13条（評価価格の訂正、変更）

誤字、脱字、タイプミスによる訂正是行うが、評価価格を提示した後の情報によって評価価格を変更しないこととする。

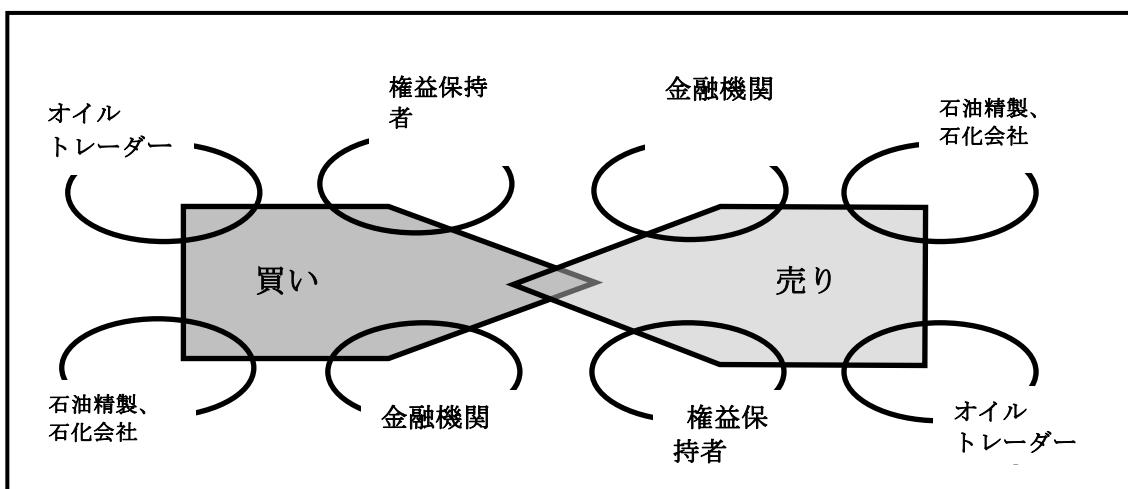
価格評価の原則

- レポート発行日に行われたリムが標準と定める取引および売買唱えを現行の価格評価対象とする。
- 価格評価は、OTC市場ならびに、リムトレーディングボード(RTB)で得た個別の相対取引の情報をもとに確定する。
- 価格評価は、規定の時間帯の中で得た成約情報、売買の唱え、需給状況などの情報を含め確定する。ただし、価格評価の時間内で、最新の唱えおよび成約を最優先に確定する。
- 取引および売買唱えがない場合でも原油およびコンデンセートの価値は変動するものとする。価格とは、変動する製品の価値を計るものとする。また原油およびコンデンセートの価値は、需給や生産コスト、他の市場状況やプレーヤーの観点によっても変動するものとする。
- 売り手と買い手の競争によって製品の価値が決定するものとする。「低い買唱え」に比べて「高い買唱え」、一方「高い売唱え」に比べて「低い売唱え」が現行の価値を示すものとする。
- それぞれの成約情報は、カーゴの数量や荷積み荷揚げ時期、品質や支払い期間といった標準的な規格や条件を基に、価格評価の対象に組み込むものとする。
- 取引数量の単位はバレル、取引通貨の単位はドルとする。原油産業では、バレルあたりのドルをもとに取引することが慣習であり、これに沿って単位を規定している。

●現物/ペーパー 原油

リムは、東京時間 14 時 30 分時点の現物 WTI、現物 BF0、現物ドバイとドバイスワップ、オマーン MOG スワップ、マーバン OSP スワップの価格を評価する。これらの価格はすべて、リムの記者が日々の営業日に市場で調査した情報を基に評価する。

現物原油(先物とフォーワード)市場の構造

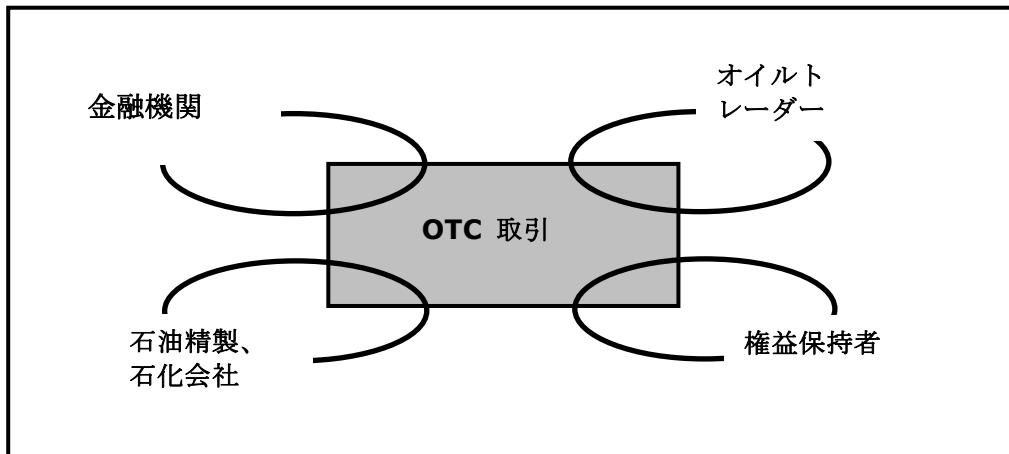


現物原油の市場は、基本的に4つのカテゴリーのプレーヤーで構成させる。オイルトレーダー、石油精製および石化会社、金融機関と権益保持者。買唱えと売唱えが一致したときに、取引が成約に至る。

リムが定義する4つのプレーヤーは以下の通り：

オイルトレーダー	原油を主に取引し、原油価格を基にした派生商品を、現物の原油取引に対しリスクヘッジする会社。コンデンセートの取引も行う。
石油精製および石化会社	現物の原油を自社の製油所向けに買うと共に、原油価格を基にした派生商品を、現物の原油取引に対するリスクヘッジする会社。石化会社は主に、コンデンセートやナフサを自社設備向けに購入する。ただし、状況によっては売り手に転じる場合もある。
金融機関	原油価格を基にした派生商品を、売買品目の一つとして扱う会社。原油価格を基にした派生商品を取引する金融機関は、通常、現物市場のポジションも持つことが多い。
権益保持者	油田およびガス田の権益を保有し、それらを国際市場で販売する会社。また、原油、コンデンセートおよびナフサの価格を基にした派生商品を、現物取引に対するリスクヘッジする会社。

原油スワップ市場の構造



原油スワップ市場は、以下の4つのカテゴリーのプレーヤーで構成される。金融機関、石油トレーダー、石油精製および石化会社と権益保持者である。原油スワップの価格評価は、OTC取引での売買を対象とする。

リムが定めるスワップ市場での4つのプレーヤーは以下の通り。

石油トレーダー	原油を主に取引し、原油価格を基にした派生商品を、現物の原油取引に対しリスクヘッジする会社。
石油精製および石化会社	現物の原油およびコンデンセートを、自社の製油所およびプラント向けに買うと共に、原油やナフサ価格を基にした派生商品を、現物の原油およびコンデンセート取引に対するリスクヘッジする会社。
金融機関	原油価格を基にした派生商品を、売買品目の一つとして扱う会社。原油価格を基にした派生商品を取引する金融機関は、通常、現物市場のポジションも持つことが多い。
権益保持者	油田やガス田に権益を保有し、その原油やコンデンセートを国際市場で販売する会社。また、原油、コンデンセートやナフサなどの価格を基にした派生商品を、現物取引に対するリスクヘッジする会社。

<現物WTI>

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間14時30分のものとする。
価格単位	すべてバレルあたりのドルとする。
評価対象期間	各月1~25日は、当該月の翌月を対象とする。各月26日から月末は、当該月の翌々月を対象とする。
標準数量	50万バレルを標準とする。標準数量に満たないか、上回る場合は、標準数量に換算し評価の対象とする。

<BFO>

*BFO は、ブレント、フォーティーズ、オズバーグの 3 油種を対象とする。

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 14 時 30 分のものとする。
価格単位	すべてバレルあたりのドルとする。
評価対象期間	ICE で取引されるブレント先物の当限の前月を対象とする。 ICE で当限が納会した場合は、翌月が対象月となる。
標準数量	50 万バレルを標準とする。 標準数量に満たないか、上回る場合は、標準数量に換算し評価の対象とする。

<DTD ブレント>

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 14 時 30 分のものとする。
価格単位	すべてバレルあたりドルとする。
評価対象期間	ICE で取引されるブレント先物の当限の前月を対象とする。 ICE で当限が納会した場合は、翌月が対象月となる。
標準数量	50 万バレルを標準とする。 標準数量に満たないか、上回る場合は、標準数量に換算し評価の対象とする。

<現物ドバイ>

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 14 時 30 分のものとする。
価格単位	すべてバレルあたりのドルとする。
評価対象期間	当該月の翌々月を対象とする。
標準数量	50 万バレルを標準とする。 標準数量に満たないか、上回る場合は、標準数量に換算し評価の対象とする。

<ドバイスワップ>

ドバイスワップの具体的な価格情報が聞かれない場合、記者はスワップ価格を査定するため、WTI 原油とブレント原油の格差(EFS)や、ブレントとドバイの格差(EFS)などの関連指標を用いる場合がある。

アセスメントの決定時刻	レポート発行日の東京時間 14 時 30 分のものとする。
価格単位	すべてバレルあたりドルとする。
対象期間	当該月の限月は、レポート発行日と同月とする。 当月限は、翌月の最初の営業日に翌月に移行する。
標準数量	5 万～20 万バレルを標準とする。 標準数量に満たないか、上回る場合は、標準数量に換算し評価の対象とする。

<ペーパータピス>

*タピスペーパーのアセスメントは 2011 年 5 月 2 日付で廃止。

<DME/ドバイ>

*DME/ドバイのスワップ契約は、DME スワップ価格とドバイスワップ価格の格差を意味する。

*DME/ドバイスワップは、2007年11月11日付でDME/ドバイと名称変更する。

アセスメントの決定時刻	レポート発行日の東京時間午後14時30分のものとする。
価格単位	すべてバレルあたりのドルとする。
対象期間	当該月の限月は、レポート発行日と同月とする。当月限は、翌月の最初の営業日に翌月に移行する。
標準数量	2万5,000~50万バレルを標準とする。標準数量に満たないか、上回る場合は、標準数量に換算し評価の対象とする。

<マーバンOSPスワップ>

*マーバンOSPスワップ契約は、ドバイスワップ価格とマーバン原油の毎月の公式販売価格(OSP)の格差を意味する。

アセスメントの決定時刻	レポート発行日の東京時間14時30分のものとする。
価格単位	すべてバレルあたりのドルとする。
対象期間	当該月の月限は、レポート発行日と同月とする。当月限は、翌月の最初の営業日に翌月に移行する。
標準数量	2万5,000~50万バレルを標準とする。標準数量に満たないか、上回る場合は、標準数量に換算し評価の対象とする。

<DTD/ドバイ>

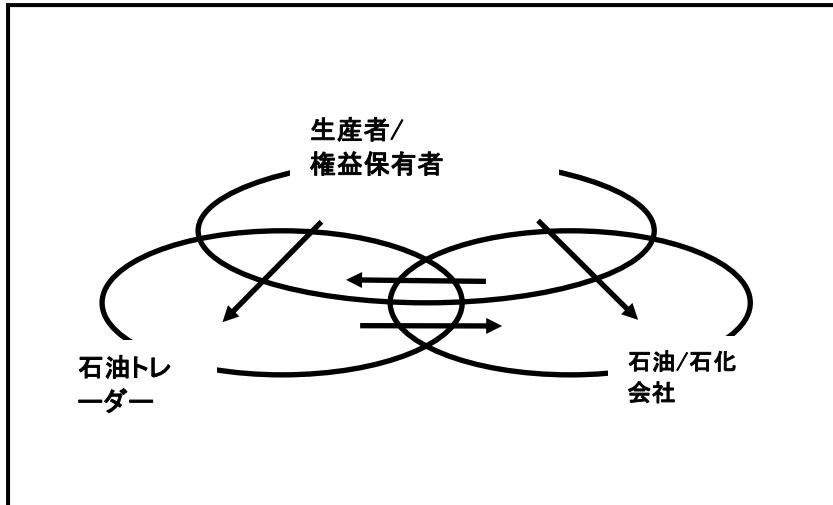
*DTD/ドバイスワップ契約は、DTD ブレントスワップ価格とドバイスワップ価格の格差を意味する。

アセスメントの決定時刻	レポート発行日の東京時間14時30分のものとする。
価格単位	すべてバレルあたりのドルとする。
対象期間	当該月の限月は、インターチェンジタル取引所で取引されるブレント先物の当月限とする。当月限は、ICE ブレントの限月切り替え時に、翌月に移行する。
標準数量	2万5,000~10万バレルを標準とする。標準数量に満たないか、上回る場合は、標準数量に換算し評価の対象とする。

●現物原油およびコンデンセート（フィジカル原油）

リムは中東、南方、アフリカおよびその他地域の原油、コンデンセートのスポット価格を、それぞれの市場の取引価格をもとに査定する。

現物原油およびコンデンセート市場の構造



リムは、現物原油およびコンデンセート市場は、生産者/権益保有者、石油トレーダー、石油/石化会社という3つの取引主体によって構成されると考える。リムは、標準的なスポット成約が具現しうる現物原油価格を査定する。

リムは、標準的な現物原油およびコンデンセートのスポット取引を下記のように定義付ける。

ケース 1	生産者が原油およびコンデンセートのカーゴをトレーダーにスポット販売する
ケース 2	生産者が原油およびコンデンセートのカーゴを石油/石化会社にスポット販売する
ケース 3	トレーダーが原油およびコンデンセートのカーゴを別のトレーダーあるいは石油/石化会社にスポット販売する
ケース 4	石油会社が原油およびコンデンセートのカーゴを別の石油/石化会社あるいはトレーダーにスポット販売する

リムは、現物原油およびコンデンセート市場の取引主体を下記のように定義付ける。

生産者	原油およびコンデンセートを生産し、輸出する企業
権益保有者	油田およびガス田に権益を保有し、そこで現物の原油およびコンデンセートを生産し、さらに/あるいは、それを国際市場に販売する企業
石油トレーダー	国際市場で現物の軽油<原油およびコンデンセート>を売買する企業
石油/石化会社	現物の原油およびコンデンセートを購入し、精製基材や原料として用いる企業

1. 中東原油およびコンデンセート

リムは以下の油種について、東京時間 14 時 30 分時点のスポット価格を査定する。すべての価格は、リムの記者が各営業日における市場調査を通じて入手した情報をもとに査定される。以下の油種の品質格差は、川下の石油製品市場および石油化学製品の需給を反映して変動しうることを、記者は考慮に入れる。

ドバイ、オマーン、マーバン、ダス、アッパーザクム、カタールランド、カタールマリン、アルシャヒーン、バノコアラブミディアム、バスラライト、イラニアンライト、イラニアンヘビー、マシラ、マリブライト、D.F.C.、L.S.C.

プレミアムとディスカウント

各油種のプレミアムとディスカウントは、政府やそれに相当する機関が定めた、または合意した公式販売価格、ドバイ市況あるいは DTD ブレントに加味される。

絶対値の価格

絶対値の価格は、プレミアムまたはディスカウント、および、公式販売価格または以下に示した指標原油、の 2 要素によって構成される。市場で絶対値の取引がない場合、市場で得られる各種スワップの評価をもとに評価する。

油種	指標	油種	指標
ドバイ	ドバイ市況の月間平均	アルシャヒーン	ドバイ市況の月間平均
オマーン	オマーン石油ガス省の公式販売価格とドバイ市況の月間平均	アラブミディアム	サウジアラムコのアラブミディアムの公式販売価格
マーバン	アブダビ国営石油の公式販売価格	バスラライト	イラク石油販売公社の公式販売価格
ロワーザクム	2014 年 7 月から廃止	イラニアンライト	イラン国営石油の公式販売価格
ウムシャイフ	2014 年 7 月から廃止	イラニアンヘビー	イラン国営石油の公式販売価格
アッパーザクム	アブダビ国営石油の公式販売価格	マシラ	DTD ブレント
カタールランド	カタール国営石油の公式販売価格	マリブライト	DTD ブレント
カタールマリン	カタール国営石油の公式販売価格	D.F. コンデンセート	ドバイ市況の月間平均
L.S. コンデンセート	ドバイ市況の月間平均	ダス	アブダビ国営石油の公式販売価格

*D.F. コンデンセートは、デオドライズド・フィールド・コンデンセート

*L.S. コンデンセートは、ロー・サルファー・コンデンセート

アセスメントの決定時刻	レポート発行日の東京時間 14 時 30 分のものとする。
価格単位	すべてバレルあたりのドルとする。積地渡し(FOB)
対象期間	当該月の翌々月に船積みするカーゴを対象とする。
標準数量	50 万バレルを標準サイズとする。標準数量に満たない数量のカーゴもしくはこれを上回る数量のカーゴも、標準数量に置き直し評価の対象にする。
積み地	各原油およびコンデンセートの主要な輸出基地出しのカーゴを対象とする。

2. アジア原油およびコンデンセート

リムは以下の油種について、東京時間 14 時 30 分分時点のスポット価格を査定する。すべての価格は、リムの記者が各営業日における市場調査を通じて入手した情報をもとに査定される。以下の油種の品質格差は、川下の石油製品市場および石油化学製品の需給を反映して変動しうることを、記者は考慮に入れる。

<インドネシア原油およびコンデンセート>

ミナス、シンタ、ウィデュリ、デュリ、ララン、ハンディルミックス、アタカ、ベリーダ、アルジュナ、アルンコンデンセート、ワリオ、セニパコンデンセート

<その他>

タピス、ラブアン、セベナード、ノースウェストシェルフコンデンセート、ミューティニアエクスティア、クツブ、ラミナリア、バラナス、ジップスランド、コサック、バンゴー、ピレニーズ、レジェンドラ、セリアライト、大慶、エンフィールド、ステイバロー、ビンセント、バクホー、ランドン、スツデン、キケ、キタン、T.G.T (テギアックトラン) 、チムサオ、ミリ、**キマニス**

プレミアムおよびディスカウントの評価

各種原油およびコンデンセートのプレミアムおよびディスカウントは、インドネシア原油価格(ICP)、DTD ブレント、また中国政府による各種の公式販売価格(OSP)に加味される。

絶対値の評価

絶対値評価は、二つの部分から構成される。プレミアムもしくはディスカウントおよび、ICP を含む OSP と以下に示す DTD ブレントなどの公表価格。市場で絶対値の取引がない場合、市場で得られる各種スワップの評価をもとに評価する。

油種	指標	油種	指標
インドネシア原油	インドネシア政府の公式販売価格(インドネシア原油価格、ICP)	グリフィン	2010 年 9 月に廃止
タピス	DTD ブレント	セリアライト	無し
ラブアン	DTD ブレント	レジェンドラ	DTD ブレント
セベナード	DTD ブレント	ベンチャマス	2008 年 10 月に廃止

ノースウェスト シェルフコンデ ンセート	DTD ブレント	大慶	中国政府の公示販売価格
クツブ	DTD ブレント	ナンハイライ ト	2012 年 3 月に廃止
ラミナリア	DTD ブレント	シージャン	2014 年 4 月に廃止
バラナス	DTD ブレント	パンユ	2014 年 4 月に廃止
ジップスランド	DTD ブレント	バクホー	DTD ブレント
コサック	DTD ブレント	ランドン	DTD ブレント
ミューティニエ クスティア	DTD ブレント	スツデン	DTD ブレント
エンフィールド	DTD ブレント	スレイバロー	DTD ブレント
ビンセント	DTD ブレント	バンゴー	DTD ブレント
ピレニーズ	DTD ブレント	キケ	DTD ブレント
キタン	DTD ブレント	T. G. T.	DTD ブレント
チムサオ	DTD ブレント	ミリ	DTD ブレント
キマニス	DTD ブレント		

<インドネシア原油バスケット価格>

- インドネシア産軽質原油バスケット価格 (ILCB)
- インドネシア中質原油バスケット価格 (LMCB)
- インドネシア産中・重質原油バスケット価格 (IMHCB)

バスケット価格	
ILCB	ベリーダ、アタカおよびハンディルミックスの平均価格
IMCB	ミナス、シンタおよびウィデュリの平均価格
IMHCB	ミナス、シンタ、ウィデュリおよびデュリの平均価格

＜リム・スペシャル原油バスケット価格＞

- 中国石油製品用原油バスケット価格 (BPCP)

バスケット価格	
BPCP	中国政府が国内石油製品の価格調整を行う際に参考する以下の原油価格の平均値。ドバイ、DTD ブレントおよびシンタ

価格評価の時間帯	レポート発行日の東京時間 14 時 30 分時点のものとする。
単位および対象形態	すべてバレルあたりのドルとする。積地渡し(FOB)
評価対象期間	各月 1 日～15 日は、当該日の翌月に船積みするカーゴを対象とする。各月 16 日～月末日は、当該日の翌々月に船積みするカーゴを対象とする。
標準数量	20 万～60 万バレルを標準数量とする。標準数量に満たない数量のカーゴもしくはこれを上回る数量のカーゴも、標準数量に置き直し評価の対象にする。
積み地	各原油およびコンデンセートの主要な輸出基地出しのカーゴを対象とする。

3. アフリカ原油

リムは以下の油種について、東京時間 14 時 30 分時点のスポット価格を査定する。すべての価格は、リムの記者が各営業日における市場調査を通じて入手した情報をもとに査定される。以下の油種の品質格差は、川下の石油製品市場および石油化学製品の需給を反映して変動しうることを、記者は考慮に入れる。

＜アフリカ原油＞

ボニーライト、ブラスリバー、クアイボ、アグバミ、カビンダ、ジェノ、ジラソル、ハンゴ、ネンバ、ダリア、パズフルール、ザフィーロ、ドバ、ナイルブレンド、ダーブレンド

プレミアムおよびディスカウントの評価

ボニーライト、ブラスリバー、クアイボ、アグバミ、カビンダ、ジェノ、ジラソル、ハンゴ、ネンバ、ダリア、パズフルール、ザフィーロ、ドバおよびダーブレンドのプレミアムおよびディスカウントは、DTD ブレントに加味されるものとする。ナイルブレンドのプレミアムおよびディスカウントは、インドネシア政府の定めるミナスの ICP に加味されるものとする。

絶対値の評価

ボニーライト、ブラスリバー、クアイボ、アグバミ、カビンダ、ジェノ、ジラソル、ハンゴ、ネンバ、ダリア、パズフルール、ザフィーロ、ドバおよびダーブレンドの絶対値は、DTD ブレントおよび各油種のプレミアムおよびディスカウントで構成される。ナイルブレンドは、ミナス ICP と、プレミアムおよびディスカウントで構成される。市場で絶対値の取引がない場合、市場で得られる各種スワップの評価をもとに評価する。

油種	指標	油種	指標
ボニーライト	DTD ブレント	ジラソル	DTD ブレント
ブラスリバー	DTD ブレント	ハンゴ	DTD ブレント
カビンダ	DTD ブレント	ナイルブレンド	ミナス ICP
ジェノ	DTD ブレント	ダーブレンド	DTD ブレント
ネンバ	DTD ブレント	クアイボ	DTD ブレント
アグバミ	DTD ブレント	ダリア	DTD ブレント
ザフィーロ	DTD ブレント	パズフロール	DTD ブレント
ドバ	DTD ブレント		

価格評価の時間帯	レポート発行日の東京時間 14 時 30 分時点のものとする
単位および対象形態	すべてバレルあたりのドルとする。積地渡し(FOB)
評価対象期間	各月 1 日～20 日は、当該日の翌月に船積みするカーゴを対象とする。各月 21 日～月末日は、当該日の翌々月に船積みするカーゴを対象とする。
標準数量	ボニーライト、ブラスリバー、クアイボ、アグバミ、カビンダ、ジェノ、ジラソル、ハンゴ、ネンバ、ダリア、パズフルール、ザフィーロ、ドバは、95 万バレルを標準数量とする。ナイルブレンドおよびダーブレンドは、60 万～100 万バレルを標準数量とする。標準数量に満たない数量のカーゴもしくはこれを上回る数量のカーゴも、標準数量に置き直し評価の対象にする。
積み地	各原油の主要な輸出基地出しのカーゴを対象とする。

4. その他の原油

以下に示す原油の価格評価は、レポート発行日の東京時間 14 時 30 分時点のものとする。リム情報開発により得られた日々の情報をもとに、価格評価がなされる。

ソコール、サハリンブレンド、エスボ プレミアムおよびディスカウントの評価

ソコールとサハリンブレンドのプレミアムおよびディスカウントは、韓国ヨウス着をベースに、ドバイ市況に加算されるものとする。エスボは、ロシアのコズミノ港積みをベースに、ドバイ市況に加算されるものとする。

絶対値の評価

ソコール、サハリンブレンドおよびエスボの絶対値は、ドバイ市況の月間平均値および各油種のプレミアムおよびディスカウントで構成される。市場で絶対値の取引がない場合、市場で得られる各種スワップの評価をもとに評価する。

油種	指標	構成
ソコール	ドバイ市況の月間平均	ヨウス着ベース*
サハリンブレンド	ドバイ市況の月間平均	ヨウス着ベース
エスボ**	ドバイ市況の月間平均	コズミノ港積み

*ソコール、サハリンブレンドの市況評価は、ヨウス着ベース。ただ、他の到着地を対象とした取引や商談においては、その到着地とヨウスとの海上運賃の違いなどを考慮し、ヨウス着の価格を評価する。

**エスボは東シベリアのパイプライン出し

価格評価の時間帯	レポート発行日の東京時間 14 時 30 分時点のものとする
単位および対象形態	すべてバレルあたりのドルとする。ソコールとサハリンブレンドはヨウス着ベース。エスボはコズミノ港積みベース。
評価対象期間	すべての価格はレポート発行日と同じカレンダー月の翌々月に船積みされるカーゴを対象とする。
標準数量	70 万～74 万バレルを標準数量とする。標準数量に満たない数量のカーゴもしくはこれを上回る数量のカーゴも、標準数量に置き直し評価の対象にする。
積み地	各原油の主要な輸出基地出しのカーゴを対象とする。

アゼリ、ウラル、フォーティーズ、キャスティラブレンド

プレミアムおよびディスカウントの評価

アゼリのプレミアムおよびディスカウントは、インドネシアおよびタイを含む東南アジア着ベースで、DTD ブレントに加算されるものとする。ウラルとフォーティーズは、日本、韓国および中国を含む北東アジアベースで、DTD ブレントに加算されるものとする。キャスティラブレンドは日本、韓国および中国着ベースで、ドバイ市況の月間平均に加算されるものとする。

絶対値の評価

アゼリ、ウラルおよびフォーティーズの絶対値の評価は、DTD ブレントおよび各油種のプレミアムもしくはディスカウントで構成される。キャスティラブレンドは、ドバイ市況の月間平均値およびプレミアムもしくはディスカウントで構成される。

油種	指標	構成
アゼリ	DTD ブレント	東南アジア着ベース*
ウラル	DTD ブレント	北東アジア着ベース**
フォーティーズ	DTD ブレント	北東アジア着ベース**
キャスティラブレンド	ドバイ市況	北東アジア着ベース**

* アゼリの市況評価は、東南アジア着ベース。ただ、他の到着地を対象とした取引や商談においては、その到着地と東南アジアとの海上運賃の違いなどを考慮し、東南アジア着の価格を評価する。

**ウラル、フォーティーズおよびキャスティラブレンドの市況評価は、北東アジア着ベース。ただ、他の到着地を対象とした取引や商談においては、その到着地と北東アジアとのフレートの違いなどを考慮し、北東アジア着を算出する。

アゼリ、ウラルおよびフォーティーズについて、地中海および（ウラルおよびフォーティーズにおいて）北西ヨーロッパ積みを対象とした取引や商談においてはそれを考慮し、地中海および北西ヨーロッパからの海上運賃を加算する。

キャスティラブレンドについて、コロンビア積みを対象とした取引や商談においては、それを考慮し、コロンビアからの海上運賃を加算する。

価格評価の時間帯	レポート発行日の東京時間 14 時 30 分時点のものとする
単位および対象形態	すべてバレルあたりのドルとする。アゼリは東南アジア着ベース。ウラル、フォーティーズおよびキャスティラブレンドは北東アジア着ベース。
評価対象期間	すべての価格はレポート発行日と同じカレンダー月の翌々月に船積みされるカーゴを対象とする。
標準数量	100 万～200 万バレルを標準数量とする。標準数量に満たない数量のカーゴもしくはこれを上回る数量のカーゴも、標準数量に置き直し評価の対象にする。
積み地	地中海、北西ヨーロッパ（ウラルおよびフォーティーズの場合）、コロンビア（キャスティラブレンドの場合）の主要な輸出基地出しのカーゴを対象とする。

リムトレーディングボードに基づく原油/コンデンセートの評価方法

時間	東京時間 13 時 30 分～14 時 30 分。この時間内に提示されたすべての売唱え、買唱え、成約のうち、最新の成約および唱えを評価の参考とする。
参加者	売唱え/買唱えおよび成約の情報は、上記の時間内に電子メール、電話またはインスタントメッセンジャーでリムに報告する必要がある。ブローカーに提示した情報は、ブローカーがリムに報告する必要がある。また、リム情報開発において登録が済んだ参加者は、自らリムトレーディングボードへ唱えもしくは、成約情報を提示することが出来る。
対象	原油およびコンデンセートは、リムが市況評価の対象としている油種に限られる。ただ、リムは編集上の判断に基づいて、市況評価の対象となっていない油種について掲載する場合もある。
数量	最小取引単位は、現物取引においては 10 万バレル、ペーパースwap 取引においては、5 万バレルとする。
その他の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1) 売唱え/買唱えおよび成約については、各指標原油との格差（いわゆる市況連動価格）もしくは、絶対値価格を報告する。 2) 現物取引、ペーパー取引を問わず、売唱え/買唱えおよび成約については、リムが定めた時間内のものでなければならない。時間外の成約および唱えの掲載の可否については、リムが判断する。 3) 売唱え/買唱えについて、市場参加者が有効期限を限定したい場合は、その旨と詳細をリムに報告する。 4) 以上の項目および方針以外については、リムの原油/コンデンセートのアセスメントメソドロジーに準じる。
原則	<ol style="list-style-type: none"> 1) リムは、状況に応じて売唱え/買唱えおよび成約の当事者以外の第三者から提供された情報を掲載するものとする。この場合、リムがこの第三者から提供された情報を、その売唱え/買唱えおよび成約の当事者に確認できた場合に限り、リムの裁量においてこの情報を更新するものとする。 2) 売唱え/買唱えおよび成約については、リムが会社名を公表することを基本とする。 3) リムは報告された情報について、掲載の可否を判断する権利をする。 4) 売唱え/買唱えは正式なものでなければならない。売唱え/買唱えに対して、その価格水準で相手方が取引を求めたにも関わらず、意図的に取引をしない、あるいは取引できないケースが続く場合、その売唱えまたは買唱えを提示した参加者に対しては、リムの裁量において、罰則を科すことができるものとする。 5) リムは、売唱え/買唱えおよび成約を価格評価の参考とする。しかし、リムは価格評価において、市場の基礎的要因や相場の地合いなど、多様な要素を考慮しているため、売唱え/買唱えおよび成約情報を額面通りに採用するかどうかについては、リムの裁量によ

	ものとする。
免責事項	リムトレーディングボードは情報提供だけを目的としたものであり、仲介取引、いわゆるブローキングを目的とはしない。リムトレーディングボードを通じた売り手と買い手の交渉の結果および過程について、リムは責任を負わないものとする。交渉においては、売り手と買い手が直接行うものとする。また、売唱え/買唱えおよび成約に関するすべての責任は、その当事者に属するものとする。